

令和 6 年 9 月
航空局安全部安全政策課

「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」、「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」、「危険物の危険性評価及び判定基準等について」及び「危険物輸送に係る教育訓練について」の一部改正案について

1. 改正の背景

航空機を用いた爆発物等の輸送については、国際民間航空条約附属書第 18 及びこれに係る危険物の航空安全輸送に関する技術指針（以下「ICAO-TI」という。）に準拠して、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 86 条第 1 項において原則禁止したうえで、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 194 条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に基づく「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」（昭和 58 年運輸省告示第 572 号）において、例外的に輸送が許容される爆発物等及び当該物件の輸送の技術上の基準等を定めている。

今般、国際民間航空機関の令和 6 年 3 月の理事会において、国際連合危険物輸送勧告への準拠や、ナトリウムイオン電池及びリチウム電池に適用される輸送基準の見直し等を目的とした ICAO-TI の改訂案が承認され、令和 7 年 1 月 1 日に発効されることから、これに準拠するため、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び関係通達について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」に係る一部改正

- ① 液体を収納する容器について、75 キロパスカルの圧力に耐える容器を使用できる危険物として、その他の有害物件であって等級が 3 のものを追加。（第 8 条）
- ② 容器及び包装の安全性に関する基準のうち、第 5 号様式の表示については、取り外しできない箇所へ付す規定の追加。（第 21 条）
- ③ 輸送許容物件の品名の追加等
 - ア 輸送許容物件の品名の追加及び変更等（別表第 1 関係）
 - 「消火剤散布装置」、「ガリウム（物品中に内蔵されているもの）」、「車両（リチウムイオン電池を動力源とするもの）」、「車両（リチウム金属電池を動力源とするもの）」、「車両（ナトリウムイオン電池を動力源とするもの）」及びナトリウムイオン電池等を追加。
 - 「電池（ナトリウムを含むもの）」について、ナトリウムイオン電池との差別化の観点から「電池（金属ナトリウム又はナトリウム合金を含むもの）」に変更。
 - イ 特別規定の改正（別表第 1 備考 2 関係）
 - 輸送中に当該品名の欄に掲げる希釈剤の割合の値以下にならないように包装する場合に引火性液体として輸送できる規定を追加。（A40）

- 危険な熱を発生させる可能性のある電池に係る記載を削除。(A67、A123、A164、A199)
- 少量のガリウムを含有する物件について、輸送禁止物件から除外される要件を追加。(A69)
- ナトリウムイオン電池に関する規定を追加。(A88、A146、A185)
- 環境有害物質を含む機器等を輸送する場合における第17条第1項に規定する書類への記載に係る補足を追加。(A107)
- データロガー等の輸送中の作動に関する規定を追加。(A123、A199)
- 硝酸アンモニウム(熱を有する濃縮した溶液)を輸送する場合の要件を追加。(A129)
- リチウム電池又はナトリウムイオン電池のみを動力源とする車両に関する品名追加に伴う品名割り当てに関する規定を追加。(A185)
- 三フッ化ホウ素を内蔵する中性子線探知機であって、当該ガスの収納量が少量である場合、輸送禁止物件から除外されることを明確化。(A190)
- 空気圧又は水圧により加圧されている物品に係る要件のうち、国連試験基準マニュアルに規定される火災試験の項目の改正。(A195)
- 「電池(ナトリウムを含むもの)」の品名変更に伴う改正。(A214)
- 電子雷管に関する経過措置を追加。(A226)
- 「ナトリウムイオン電池」の品名割り当てに関する規定を追加。(A228)
- ブタジエンと炭化水素の混合物に関する輸送要件を追加。(A229)
- ニトロセルローズ製メンブランフィルターについて、輸送禁止物件から除外される要件を追加。(A230)
- ナトリウムイオン電池を動力源とする車両について、輸送禁止物件から除外される要件を追加。(A231)
- 消火剤散布装置を輸送する場合の要件を追加。(A232)
- 「水酸化テトラメチルアンモニウム」の品名割り当てに関する規定を追加。(A233)
- データロガー又は貨物追跡装置について、輸送禁止物件から除外される要件を追加。(A901)

ウ 容器及び包装等の基準の改正(別表第1備考3関係)

- ブタジエンの濃度の変更。(包装基準 200)
- 「電池(ナトリウムを含むもの)」の品名変更に伴う改正。(220、378、950、951、972)
- 生物由来物質(カテゴリーB)を輸送する際、荷送人及び荷受人の氏名及び住所を表示(バーコード等による表示を含む)することを追加。(650)
- 発煙弾を輸送する際に適用される容器及び包装について、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合することを追加。(866)
- ガリウム(物品中に内蔵されているもの)に適用される基準を追加。(869)

- 漏えいする可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつ、バッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合の取扱いは、包装基準「870」に従って包装することへ改正。(950、951)
- リチウム電池又はナトリウムイオン電池を動力源とする車両に対する充電率の制限に関する要件及び漏えいする可能性のあるバッテリーの取扱いに関する要件を追加。(952)
- ナトリウムイオン電池が内蔵される救命器具を輸送する場合における要件を追加。(955)
- 環境有害物質(液体)を組合せ容器により輸送する場合、第8条第1項の規定を適用しないことを追加。(964)
- 装置とともに包装されるリチウム電池に対する充電率の制限を追加。(966、969)
- 包装物の上面に対して所定の荷重を加えた場合に、電池の損傷がなく、輸送の安全性を損なうおそれのある損傷又は変形がないことの要件を追加。(966、967、969、970)
- ナトリウムイオン電池等に適用される基準の新設。(976、977、978)

エ 有機過酸化物の追加等(別表第1備考5関係)

④搭乗者が携行できる物件の改正(別表第18)

- 放射性物質を使用した医薬品であって、医療措置により服用されるものを追加。
- 電動車椅子等に対する短絡防止措置等の要件を明確化。
- ガスシリンダーについて、ガスカートリッジへの名称変更。
- 持込み手荷物として輸送されるリチウム電池を内蔵した携帯型電子機器に対する保護措置の規定を追加。

⑤第4号の5様式の適用対象の拡大(第4号の5様式)

ナトリウムイオン電池に対して当該様式を適用することを追加。

⑥その他所要の改正。

(2)「航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」(平成13年6月29日国空航第543号)に係る一部改正

①「国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件」の告示上の規定箇所として、告示別表第1備考2を追加。

②搭乗者が身に付け、携帯し、又は携行する物件である電動車椅子等の取扱いについて、バッテリーが保護されていること、絶縁されていること及びバッテリーの種類の確認方法を明確化。

(3)「危険物の危険性評価及び判定基準等について」(令和2年12月28日国空航第2826号)に係る一部改正

①カテゴリーAのウイルスを移しやすい物質の例示のうち、サル痘ウイルスについては培養物に限定する変更。

②その他所要の改正。

(4)「危険物輸送に係る教育訓練について」(平成 13 年6月 29 日国空航第 546 号)に係る一部改正

教育訓練及び評価の記録のうち、教育訓練及び評価を実施した組織に関する情報については、住所に替えて当該組織を識別可能な情報の記録によることを許容する。

3. スケジュール(予定)

公 布: 令和6年 12 月中旬

施 行: 令和7年1月1日